別表第一(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
1級地の1	0.088	5級地の1	0.080
2級地の1	0.086	5級地の2	0.080
2級地の2	0.086	5級地の3	0.080
2級地の3	0.086	5級地の4	0.080
3級地の1	0.084	6級地の1	0.079
3級地の2	0.084	6級地の2	0.079
3級地の3	0.084	6級地の3	0.079
3級地の4	0.084	無級地の1	0.077
4級地の1	0.083	無級地の0	0.077
4級地の2	0.083		
4級地の3	0.083		
4級地の4	0.083		

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）の規定による市町村の地域区分による。

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
Ⅰの地域10種地	0.025	Ⅱの地域10種地	0.014
Ⅰの地域9種地	0.025	Ⅱの地域9種地	0.014
Ⅰの地域8種地	0.023	Ⅱの地域8種地	0.014
Ⅰの地域7種地	0.018	Ⅱの地域7種地	0.013
Ⅰの地域6種地	0.010	Ⅱの地域6種地	0.009
Ⅰの地域5種地	0.007	Ⅱの地域5種地	0.007
Ⅰの地域4種地	0.000	Ⅱの地域4種地	0.000
Ⅰの地域3種地	0.000	Ⅱの地域3種地	0.000
Ⅰの地域2種地	0.000	Ⅱの地域2種地	0.000
Ⅰの地域1種地	0.000	Ⅱの地域1種地	0.000

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令の規定による市町村の地域区分による。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年度分の事務費交付金から適用する。

告　示

○金融庁・農林水産省告示第二号

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行に伴い、農業信用基金協会の経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十四日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　林　芳正

第二条中「第十一条第一号から第四号まで」を「第十一条第一号から第三号まで」に改める。

第四条第一項ただし書中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項第一号中「就農支援資金」を「青年等就農資金」に改め、同条第二項第三号中「補てん」を「補塡」に改める。

附　則

この告示は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行し、同日に開始する事業年度から適用する。

○厚生労働省告示第九十三号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第六十条の二第四項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法を次のように定め、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用し、厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法（平成十六年厚生労働省告示第三百五十九号）は、平成二十六年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日の属する事業年度以前の事業年度の末日を、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項の当該事業年度の末日として同項に規定する過去期間代行給付現価を計算する場合においては、なお従前の例による。

平成二十六年三月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法

1　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正前厚生年金保険法」という。）附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額は、平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）の場合にあっては当該事業年度の末日における当該基金の加入員及び加入員であった者（以下「基金加入員等」という。）について、同法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「連合会」という。）の場合にあっては当該事業年度の末日における当該連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者（同法附則第六十五条第一項の規定により代行給付支給義務を免れた老齢年金給付支給対象者を除く。以下「連合会受給権者等」という。）について、次の第一号から第三号までに定める額を合計した額にその者の性別、生年月日及び当該事業年度の末日における年齢に応じて別表第一に定める数を乗じて得た額と第四号に定める額にその者の性別及び当該事業年度の末日における年齢に応じて別表第二に定める数を乗じて得た額を合算した額とする。